

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について

平成 23 年 6 月 2 日基発 0602 第 13 号

陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)における労働災害防止対策については、交通労働災害防止対策及び荷役作業に係る墜落・転落災害等防止対策を重点に置いて取り組んでいるところであるが、「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)における「(別表)成長戦略実行計画(工程表)」において、2020 年までに実現すべき成果目標として「労働災害発生件数を3割減」が掲げられたことから、労働災害全体の減少に向けた対策を推進強化する必要がある。

陸運業における休業 4 日以上 の死傷災害発生状況をみると、全産業の 1 割強を占め、そのうち、7 割が荷役作業時に発生しており、さらにそのうち「墜落・転落」災害が 3 割強と最も多くなっている。また、全産業と比べ、ここ 10 年間の労働災害の減少率は低く、災害発生率が高止まりしている状況にある。他方、死亡災害については、昨年は増加に転じたものの、5 年前から減少傾向にあり、その 6 割を占める「交通事故」に対しては、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、適正な走行管理等の実施について、事業場に対して指導を行っているところである。

こうした状況を踏まえると、陸運業においては、今後、荷役作業時における労働災害を大幅に減少させることが課題とな

っている。

また、この陸運業における荷役作業時の労働災害の多くは、荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)の事業場構内で発生しているが、これらの労働災害は荷主等が提供する荷の積卸しに係る作業環境に影響されており、陸運業の事業者(以下「陸運事業者」という。)による安全衛生対策のみでは十分な効果が上がりにくい状況にある。

このため、陸運業の労働災害防止対策においては、陸運事業者のみならず、荷主等が積極的に関与することにより、自主的な安全衛生活動の一層の推進を図るとともに、関係団体及び行政が一体となって対策を推進していく必要がある。

以上の諸状況を踏まえ、陸運業における労働災害を中長期的に減少させるため、今般、別紙1のとおり「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策」を策定し、陸運業における荷役作業時の安全衛生水準のより一層の向上を図ることとしたので、その的確な実施に万全を期されたい。

なお、関係団体に対し、別紙2により要請したので、了知されたい。

(注)別紙2は省略

別紙1

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策

1. 基本的考え方

陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)においては、労働者が貨物自動車運転者又は荷役作業員として、所属する事業者による直接的な管理監督の場を離れて、荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)自社以外の場所(以下「荷主先等」という。)において、自社単独又は他社の労働者と共同で作業が行われるといった作業形態についての特徴がみられる。

また、荷主等が提供する荷の積卸し現場の作業環境や荷主等が示す発注条件の影響を受けやすいといった特徴もみられる。

このような特徴から、陸運業においては、労働者が荷の積卸し作業や荷締め・シート掛け作業中に荷台や荷から墜落・転落する労働災害が最も多く発生しており、また、荷の取扱運搬作

業中の動作の反動や転倒による災害、フォークリフト運転作業における激突、はさまれ災害が目立っている。

このため、陸運業の荷役作業における労働災害防止対策の推進に当たっては、陸運業の事業者(以下「陸運事業者」という。)の努力だけでは困難な面もあり、荷役作業場等を管理する荷主等が、

- (1) 荷役作業場において作業床の設置等安全な作業環境を整備する
 - (2) 貨物自動車運転者が行う走行や荷役作業に負荷のかからない発注条件を示す
- など、陸運事業者が行う安全衛生対策に対して、積極的に関与することが重要である。

については、陸運事業者と荷主等が密接な連携協力を図るとともに、これら事業者の関係団体、陸上貨物運送事業労働災

害防止協会(以下「陸災防」という。)及び労働基準行政が一体となって、陸運業の荷役作業における労働災害防止対策を推進していくこととし、同対策の推進に当たっては、関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査及びリスク低減措置(以下「リスクアセスメント等」という。)の実施を促進させ、安全な作業環境を整備することにより、自主的な安全衛生活動を活性化し、もって陸運事業者が行う荷役作業における安全衛生水準の一層の向上を図ることとする。

2. 対策における関係者別実施事項

陸運事業者、荷主等及び荷主となり得る企業を会員に多く抱える商工会議所、経営者協会等の団体(以下「荷主関係団体」という。)並びに陸災防及び陸運業関係団体においては、次の実施事項を的確に実施すること。

(1) 陸運事業者

陸運事業者においては、別紙1-1「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」について、確実な実施を図ること。また、リスクアセスメント等を実施するように努めるなど、自主的な安全衛生活動を推進し、安全衛生水準の向上を図ること。

(2) 荷主等及び荷主関係団体

荷主等においては、陸運事業者の労働者の安全な荷役作業のため、別紙1-2「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するための荷主等の実施事項」を実

施すること。また、荷主関係団体においては、荷主等の実施事項について、会員に対して周知すること。

(3) 陸災防及び陸運業関係団体

陸災防は、次の事項を主体的に実施・推進すること。

- ア 労働災害防止に関する中・長期的な事業計画の策定
 - イ 各種情報の分析・提供、調査研究活動の推進
 - ウ 安全衛生教育の充実、広報活動の推進
 - エ 事業者の労働災害防止対策の推進に対する必要な指導・援助
 - オ 安全衛生意識の高揚のための諸活動
 - カ 安全作業マニュアル等の作成・普及
 - キ 安全パトロールの実施
- また、陸運業関係団体は、陸災防が行う上記の事項について連携を図るとともに、陸運事業者が行う安全衛生活動に対する必要な支援を行うこと。

3. 労働基準行政の実施事項

2に掲げた事項について、陸運事業者が的確に労働災害防止対策を実施するよう必要な指導等を行うこと。また、荷主関係団体への必要な協力要請を行いつつ、荷主等が陸運事業者と連携協力して安全な作業環境整備に向けた事項を実施するよう指導を行うこと。さらに陸災防及び陸運業関係団体において、それぞれの役割に応じて適切な措置が実施されるよう必要な指導、要請等を行うこと。

別紙1-1

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置

陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)における事業者(以下「陸運事業者」という。)は、荷役作業における労働災害防止を推進する主体として、責任を有するものであるが、大幅な労働災害減少を効果的に進めるため、荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)に対して作業環境の整備に係る協力を要請するなど荷主等と緊密な連携協力を図りながら、「1. 基本的事項」に定める事項について必要な措置を講じるとともに、それぞれの荷役作業の種類に応じて「2. 荷役作業別の労働災害防止上の重点事項」により具体的な対策を進めることとする。

1. 基本的事項

(1) 安全衛生管理体制の整備等

労働災害の防止は事業者の責務であり、経営トップが率先して事業場における安全衛生方針を表明した上で、効果のあ

る安全衛生管理を行うため、各級管理者の役割、責任、権限を明確にした安全衛生管理体制を整備すること。その際、必要な管理者等の選任や安全衛生委員会など労働者の意見聴取の場の設定といった労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)に規定された事項の履行はもとより、陸運業に特有の労働災害防止の観点から、次の事項に留意して行うこと。

ア 必要な管理者等の選任

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者(安衛法第10、11、12、12条の2関係)、交通労働災害防止担当管理者など安全衛生を管理する者を選任すること。

現場の作業の指揮等に必要な、はい作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者等を選任すること(労働安全衛生規則第428、151条の4、420条関係)。

イ 安全衛生管理規程の作成、整備

安全衛生管理体制、各管理者等の職務と権限、労働者の遵守事項等をわかりやすく文書化した「安全衛生管理規程」を作成、整備すること。

ウ リスクアセスメントの実施体制の整備

荷役作業について、作業現場に応じて危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)を実施する担当者を定めるなど実施体制を整備すること(安衛法第 28 条の 2 関係)。

エ 目標の設定及び計画の作成、実施、評価、改善等

トップが表明する安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定の上、これを達成するため、リスクアセスメント実施結果に基づき、具体的なリスク低減措置等を含む年間安全衛生計画を作成すること。次いで、計画に従って安全衛生対策を実施した上で、その実施状況・効果等について、一定期間ごとに評価し、必要な改善を行うこと。

オ 労働者からの意見聴取

安全衛生委員会等労働者からの意見聴取の場を設ける(安衛法第 19 条関係)とともに、荷役作業時の労働災害防止及び交通労働災害防止に関する事項を必ず調査審議すること。

(2) 荷主等との連携協力による安全対策の推進

陸運事業者は、荷主等自社以外の場所(以下「荷主先等」という。)での労働災害や複数の事業者の労働者による混在作業における労働災害を防止するため、次の事項に留意して荷主等と連携協力して安全対策を進めること。

なお、元請事業者においては、下請事業者に対して連絡調整事項を伝達するとともに、下請事業者が行う安全衛生教育に対する資料の提供、講師の派遣等必要な支援を行うこと。

ア 荷主等に対して、運送契約時において、荷役作業の有無、運搬方法、作業の分担等の作業条件及び作業場所の環境、作業の留意点等の連絡調整に係る事項について別添1を参考に文書により適切な取決めを行い、その内容を作業員全員に伝達すること。

イ 荷主等に対して、運送の都度、事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等荷役作業の内容を「安全作業連絡書(例)」(別添2)を参考に確認すること。その上で、運転者等に対して、荷役作業の内容等を周知するとともに、必要な安全対策を指示すること。

ウ 荷役作業を行う可能性がある場合には、安全な作業方法の確立について、当該荷主と協議する場を設けるよう荷主に対して働きかけること。特に、死傷災害の多くを占める荷役作業における墜落・転落災害の防止については、高所での作業

をできる限り避ける作業方法とするとともに、作業床、手すり、墜落防止柵の設置等の設備面の対策を荷主等に対して協力を要請すること。

エ 荷主等との連携協力によりリスクアセスメントを実施し、墜落災害防止用の設備面での対策、適切な作業計画、作業手順書の作成等適切なリスク低減措置を講ずること。

(3) 適切な作業計画及び作業手順書の作成による安全な荷役作業方法の確立

安全な荷役作業方法を確立するため、作業計画及び作業手順書を次の点に留意して作成すること。

なお、墜落等の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を必ず着用させること。

ア 荷役作業を行う場合には、作業場所の状況、フォークリフト等の荷役運搬機械の使用の有無及び使用する場合の種類と能力、荷の種類と形状、重量等に適応する作業計画を作成し、作業者に周知・徹底すること。なお、荷役運搬機械に係る作業計画を作成するに当たっては下記(4)のリスクアセスメントの結果を踏まえたものとする。

イ 作業計画に基づき、荷役作業の安全の確保に十分配慮した作業手順書を作成し、関係作業員等に周知すること。

ウ 荷主先等での荷役作業における作業計画、作業手順書の作成に当たっては、荷主等との協議の場等を活用するなどにより荷主等と連携すること。

エ 労働者に荷役作業を行わせる場合、労働者の疲労に配慮して十分な休憩時間を確保すること。

なお、事前に予定していない荷役作業を行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、走行計画を変更すること。

オ 荷役作業による労働者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備付け又はフォークリフト等の荷役運搬機械の使用に努めること。

カ 貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、特に次の事項を徹底すること。

(ア) 最大積載量を超えないこと。

(イ) 偏荷重が生じないように積載すること。

(ウ) 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等の措置を講ずること。

(4) 機械設備に係る安全性の確保

ア 適正な方法による機械の使用及び検査等の適正な実施
車両系荷役運搬機械をはじめとする機械設備の使用に当たっては、製造者等から提供される使用上の情報(危険情

報)を活用してリスクアセスメントを行い、その結果に基づき適切な危険防止対策を講ずること。また、車両系荷役運搬機械について、法令に定められた適正な方法による作業を行うとともに、定期自主検査、作業開始前点検、修理等を適正に実施すること。

イ 荷役作業の墜落防止等設備に係る安全性の確保

作業床、手すり、柵、防網等墜落・転落防止等の設備については、荷主等に協力を要請することにより、適正な構造要件を確保するとともに適宜点検、整備を励行することによりその安全の確保を徹底すること。

ウ リース業者等の措置への対応

リース業者が貸与する機械設備については、その点検整備状況について確認すること。

(5) 安全衛生教育等の推進

ア 法定の資格等の取得

次の危険な業務等については、安衛法に基づく資格、技能講習の受講が必要であり、これらの資格等を計画的に取得させること。

(ア) 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務

(イ) 最大荷重1トン以上のショベルローダー運転業務

(ウ) 最大荷重1トン以上のフォークローダー運転業務

(エ) 高さ2メートル以上のはいはい付け、はいくずし等の作業における作業主任者の職務

(オ) つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーン運転業務

(カ) つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務

(キ) つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーン運転業務

イ 安全衛生教育

安全衛生教育の実施に当たっては、安衛法及び同法第19条の2第2項に基づく能力向上教育に関する指針、同法第60条の2第2項に基づく安全衛生教育に関する指針及び「安全衛生教育推進要綱」(平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」により示されているもの。)に基づき、次に掲げる教育をはじめとして、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定めるとともに、労働者の職業生活を通じた中長期的な推進計画を整備すること。特に陸運業における労働災害の8割は貨物自動車運転者が被災していることから、貨物自動車運転者に対する雇入れ時等安全衛生教育の充実に留意すること。なお、これら教育を事業者のみで行うことが困難な場合は、安全衛生関係団体等が実施する安全衛生教育を計画的に受講させること。

(ア) 雇入れ時等の安全衛生教育

(イ) フォークリフトの運転の特別教育(最大荷重1トン未満)

(ウ) 小型移動式クレーンの運転の特別教育(つり上げ荷重1トン未満)

(エ) フォークリフト運転業務従事者教育

(オ) 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育

(カ) 積卸し作業指揮者教育

(キ) 危険予知訓練(交通・荷役)

(ク) リスクアセスメント教育

(ケ) 腰痛予防管理者教育

ウ 荷役作業現場の作業責任者に対する教育

荷役作業現場において作業指揮をする責任者に対しては、安全な荷役作業方法について、職長教育に準ずる安全衛生教育を実施すること。

(6) 腰痛予防対策

陸運業においては、荷役作業において重量物を取り扱う機会が多いこと、また、長時間の車両運転を行うことが多いことから、「職場における腰痛予防対策指針」(平成6年9月6日付け基発第547号)に基づき、重量物取扱い作業、長時間の車両運転等の作業の作業態様別の対策を講ずるとともに、重量物取扱い作業等に常時従事する労働者に対し「腰痛予防のための労働衛生教育」を実施すること。

(7) 派遣労働者の安全衛生の確保

派遣労働者の安全衛生の確保については、「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」(平成21年3月31日基発第0331010号)に基づき、派遣先事業者として派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即して適切に講ずるとともに、それぞれの責任区分に応じた安衛法上の措置を講じる必要性から、派遣元事業者との連絡調整を的確に実施すること。

2. 荷役作業別の労働災害防止上の重点事項

(1) 人力荷役作業の各作業(荷の積卸し作業、荷締め・シート掛け等作業)に共通の事項

貨物自動車からの荷の積卸し作業などの人力荷役作業においては、墜落・転落災害が最も多いことから、これによる労働者の危険を防止するため、次の事項を実施すること。

ア 平荷台の上での作業や荷の上の移動は可能な限り避け、地上での作業や移動とすること。

イ 荷台からの墜落防止のための作業床を設置すること。

平荷台上での作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜

落防止柵、作業床等を設置すること。

ウ 床面と平荷台、床面と平荷台の周囲に設けた作業床との昇降については、安全に昇降できる設備を設置すること。

エ 箱型荷台上で作業を行わせる場合には、背を荷台外側に向けた姿勢で作業を行わせないこと。また、その姿勢で後ずさりさせないこと。

オ 上記イ及びウの措置について、作業が荷主先等で行われる場合には、荷主等に対して協力を要請するなど連携協力の上で講じること。

カ 墜落時保護用の保護帽を着用させること。

キ 雨天時に荷や荷台上で作業させる場合は、JIS 適合品で「E」マークが表示されている耐滑性のある靴を使用させること。

(2) 人力荷役作業の各作業(荷の積卸し作業、荷締め・シート掛け等作業)別に特有の事項

ア 荷の積卸し作業

(ア) 荷主先等において荷主等の労働者と荷の積卸し作業を共同で実施する場合、あらかじめ、作業の役割分担を明確にした上で、作業間の連絡調整を十分に行うこと。

(イ) フォークリフト等による荷の積卸しの際に荷や荷台の上で作業を行う場合は、当該フォークリフトの作業範囲に立ち入らないとともに、フォークリフト等の運転者から見える立ち位置を確保すること。

(ウ) 荷台のあおりを立てる場合には必ず荷台にロックをかけて固定すること。

イ 荷締め作業

(ア) 作業時の貨物自動車の逸走を防止するため、車止め等の措置を講じること。

(イ) あおりの上に立つ場合には、あおりが荷台に固定されていることを確認すること(ウ) 荷締め器具の機能について、作業前に点検を行うこと。

ウ シート掛け・シート外し作業

(ア) 地上で行うこと。地上で行うことができない場合には荷台の周囲に作業床を設け、作業床上で行うこと。

(イ) シートが荷やあおりなどに引っ掛かった場合に、無理に引っ張らないようにすること。

(3) 取扱い運搬作業

荷の取扱い運搬作業においては、「無理な動作」による災害が最も多いことから、「職場における腰痛予防対策指針」における「重量物取扱い作業」の対策に基づき、自動化省力化、

取扱重量、荷姿改善、作業姿勢・動作、取扱時間等に留意する他、特に次の点に着目して、作業負担を軽減すること。

ア 荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばしてしっかり持つこと。

イ 床上 50cm 以下又は胸より高い位置で取り扱わないこと。

ウ 荷物の重量が 55kg を超える荷は 2 人以上又は台車により取り扱うこと。

(4) フォークリフトによる荷役作業

フォークリフト作業においては、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、激突、あるいは激突され災害と様々な型の労働災害が発生しており、また、運転者のみならず、周囲の荷役作業者にも被害が及ぶことから、次に掲げる管理面の対策及びフォークリフトを使用する際の対策を講じること。

ア 作業を行う前の管理面の対策

(ア) 作業計画の作成及び周知

当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適用する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わせること(労働安全衛生規則第 151 条の 3 関係)。

(イ) 作業指揮者の選任

フォークリフトを用いて作業を行うときは、「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」を定め、作業計画に基づき荷役作業の指揮を行わせること。なお、作業指揮者には、平成 4 年 12 月 11 日付け基発第 150 号「車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する教育について」に基づき、安全教育を実施すること(労働安全衛生規則第 151 条の 4 関係)。

(ウ) 就業制限等

フォークリフトの能力に応じて、最大荷重 1 トン以上であれば、運転技能講習を修了した者でなければ運転はできないこと(1 トン未満であっても、事業者は特別教育を運転者を実施しなければならない。)(労働安全衛生規則第 41 条及び第 36 条関係)。

(エ) 点検・定期自主検査の実施

作業開始前点検、定期自主検査(月次、年次)、特定自主検査(年次)を実施すること(労働安全衛生規則第 151 条の 21~24 関係)。

イ 実際の作業を行う上で不安全状態及び不安全行動を防止する対策

(ア) 接触の防止

フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立入禁止を徹底するため、運行経路と歩道の分離、立入禁止区域の設定、標識の設置などの措置を講ずること(労働安全衛生規則第 151 条の 7~9 関係)。

(イ) 用途外使用の禁止

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を荷のつり上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならないこと(労働安全衛生規則第 151 条の 14 関係)。

フォークリフトの運転の際には、作業衣の袖等がレバーに引っかかり不意の動作による労働災害の発生を防止するため、袖口の締まった服を着用するとともに、運転席から身を乗り出す等の行動をしないこと。

(ウ) 作業者の服装等

(別添1)

運送契約時に必要な連絡調整に係る事項

- | |
|---|
| <p>① 日時 運送日時、荷積み又は荷卸し開始及び完了時刻、車両の出発時刻又は到着時刻</p> <p>② 荷の内容 荷の品名、数量、重量、荷姿、特性等</p> <p>③ 貨物自動車 使用車種及び台数</p> <p>④ 作業場所 荷積み又は荷卸し場所の地名、荷主の事業場名及び連絡先</p> <p>⑤ 作業場所の環境 車両の通行の可否、作業場の広さ、床面の状態及び屋内外の別、荷置き場の高さ、荷役作業に係る設備の有無、風雨・降雪時における作業の可否など</p> <p>⑥ 積卸し作業の留意点 積卸し作業を荷主と共同で行う場合、作業の分担方法、作業指揮者の選任方法、作業場内での合図・連絡の方法、積卸し作業指揮者の氏名及び作業者の人数など</p> <p>⑦ 使用機械設備 積卸し作業に必要なフォークリフト等の荷役運搬機械や、手押し車等の用具について、荷主又は陸運事業者いずれの所有によるものを使用するか、また、その種類、形式、能力、使用数及び点検整備状況、さらに荷役運搬機械の運転者の所属及び氏名など</p> <p>⑧ 墜落防止用設備 作業床、手すり、柵、防網等墜落・転落防止等の設備の荷主先での設置の有無。無の場合、それに替わる代替措置の提示等</p> <p>⑨ 付随する資格の要否 フォークリフト、クレーン等については、法定要件に応じて、免許、技能講習修了等の資格又は特別教育実施。また、はい作業主任者の選任を要するときはその資格、酸素欠乏危険場所に該当する場合には、酸素欠乏危険作業主任者の資格。</p> |
|---|

安 全 作 業 連 絡 書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

| 発 地 | | 着 地 | | | |
|---|---|---------------------------------|---|---|---------------------------------|
| 積込作業月日 | 月 日 () | 取卸作業月日 | 月 日 () | | |
| 積込開始時刻 | 時 分 | 取卸開始時刻 | 時 分 | | |
| 積込終了時刻 | 時 分 | 取卸終了時刻 | 時 分 | | |
| 積込場所 | 1. 屋内 2. 屋外 | 取卸場所 | 1. 屋内 2. 屋外 | | |
| | 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他() | | 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他() | | |
| 積 荷 | 品 名 | | | | |
| | (危険・有害性) | 有・無() | | | |
| | 数 量 | | | | |
| | 総重量 | kg (kg/個) | | | |
| | 積 付 | 1. バラ 2. パレタイズ 3. その他() | | | |
| 積 込 作 業 | 作業の分担 | 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同 | 取 卸 作 業 | 作業の分担 | 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同 |
| | 作業員数 | 名 | | 作業員数 | 名 |
| | 使用荷役機械 | 有・無 1. フォークリフト 2. その他() | | 使用荷役機械 | 有・無 1. フォークリフト 2. その他() |
| 免許資格等 | 1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他() | 免許資格等 | | 1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他() | |
| その他特記事項 ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。 | | | | | |

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するための荷主等の実施事項

1. 基本的考え方

陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)における労働災害は、被災者の8割が貨物自動車運転者で、全体の7割が荷役作業時に発生している。荷役作業時の災害では、墜落・転落災害が最も多く、そのうち、7割近くが荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)の事業場で発生している。

こうした状況にあつて、陸運業における荷役作業時の災害を大幅に減少させるためには、陸運業の事業者(以下「陸運事業者」という。)が講じる安全衛生対策のみでは十分とは言えず、荷主等が陸運事業者に対して安全な作業環境を設備面で協力することが効果的であり、大変重要である。

このため、荷主等が管理する事業場構内において、陸運事業者に荷役作業を行わせる場合には、次の2.に掲げる必要な対策を実施することにより陸運事業場の労働者の安全確保に協力すること。

2. 実施事項

(1) 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場の設置

荷主等の管理する事業場における荷役作業に係る安全確保のための陸運事業者との協議の場を設置し、陸運事業者との間で荷役作業に係る連絡調整が十分に行える体制を整備すること。

(2) 荷役作業の有無、内容、役割分担等の陸運事業者への通知

荷主等の事業場における陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担等について、「安全作業連絡書」(別添)を活用するなどにより、事前に陸運事業者に通知すること。

また、通知する際には、当該陸運事業者から、作業員や運転者が必要な資格を有すること及び作業指揮者教育(車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育)が実施されていることを確認すること。

(3) 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策(作業手順及び安全設備)

ア 貨物自動車の荷台等高所での荷役作業を陸運事業者に行わせる場合には、陸運事業者と連携の上、リスクアセスメントとともに、その結果に基づき、適切なリスク低減対策(安全対策)を実施すること。

イ 貨物自動車の荷台で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止策、作業床等墜落転落防止のための設備を設置すること。その際、設備については、適正な構造要件を確保するとともに、点検、整備を実施すること。

ウ 安全な荷役作業を行うための作業手順の作成に協力するとともに、作業手順を遵守していることを作業の立会又は作業場所の巡視により確認すること。

エ 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等荷役作業施設の安全化を図ること。

(4) 自社の労働者と自社以外の労働者が混在して作業する場合の安全対策

ア 上記(3)アからエまでの事項を実施すること。

イ 陸運事業者と協議の上、自社と陸運事業者が行う荷役作業の役割分担を明確に取り決めるとともに、あらかじめ、作業間の連絡調整が円滑になされるようにすること。

ウ 作業間の連絡調整は、施設内で計画されている陸運事業者の労働者が関わる全ての荷役作業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記入した書面を作成し、これを各荷役作業の班長及び作業員等に交付する等により、安全な作業を確保すること。

エ 陸運事業者の労働者に対して、荷役作業の現場において、墜落時保護用の保護帽の着用や、フォークリフトの用途外使用の禁止など法令に違反しないよう、必要な指導を行うこと。また、当該作業に関し、法令に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行うこと。

(5) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の事項等

ア 運転技能講習修了証を携帯していることを確認すること。

なお、最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は特別教育を受けていることを確認すること。

イ フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性の確認がなされたものを貸与すること。

ウ 作業員が資格等を持っていない場合、必要な資格等を持っている自社の作業員に使用させること。

(別添) 安全作業連絡書(例) (前出 別添2)